

各管区警察局公（保）安部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁規発第21号
平成13年3月19日
警察庁交通局交通規制課長

保管場所証明書及び保管場所標章の郵送による交付について

自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく保管場所証明の手続に関しては、「規制緩和推進3か年計画（再改訂）」（平成12年3月31日閣議決定）に「国民負担を軽減する観点から、郵送による保管場所証明書の申請や受領も認めること等について検討する。」と記載されるなど、国民の負担を軽減するための措置の推進が求められているところである。

そこで、これらの要望等を踏まえ、保管場所証明書及び保管場所標章（以下「保管場所証明書等」という。）の郵送による交付を実現する場合には、一定の要件を満たす者と協定等を締結し、その者が、申請者等（申請者及び申請書等の提出等の代行を行う者をいう。以下同じ。）と契約を結び、保管場所標章交付申請書の提出及び保管場所証明書等の受領の代行並びに保管場所証明書等の申請者等あての郵送を行うことをあらかじめ容認する方法によることとしたので、各都道府県警察にあつては、下記の事項に配慮のうえ、所要の検討を行うこととされたい。

記

- 1 保管場所標章交付申請書の提出及び保管場所証明書等の受領の代行並びに保管場所証明書等の申請者等あての郵送をあらかじめ容認する対象（以下「代行受領者」という。）の要件
 - (1) 当該業務を行うのに適切な組織及び能力を有すること。
 - (2) 保管場所証明書等の紛失・第三者による入手といった事態を生じさせない信頼性があること。
 - (3) 適正さの確保の見地から都道府県警察が行う指導に従う者であること。
- 2 協定等により明確にすべき事項
 - (1) 代行受領者側
 - ア 受領した保管場所証明書等を申請者等に責任をもって届けること。（適当な方法をもって郵送すること。）
 - イ 代行受領した保管場所証明書等につき、簿冊等を作成し、取扱いの上での経緯を明らかにすること。（申請者等と契約を締結したが、代行受領等しなかった場合を含む。）
 - ウ 特異な事案事故については、その都度速やかに報告すること。
 - エ 適正な実施を図るために行われる指導に従うこと。
 - オ 申請者等からの引き受け条件について明確にし、正当な理由のない限り拒絶をしないこと。
 - (2) 警察側

代行契約の有無等の必要な確認を行ったうえで、支障のある場合を除き、保管場所証明書等を交付すること。

3 留意事項

- (1) 代行契約の確認については、あらかじめ容認した代行受領者の場合には、様式化した郵送申込書等に基づいて行うことは差し支えない。
- (2) 都道府県警察が代行受領者に保管場所証明書等を交付しない場合（2(2)の支障のある場合）の内容については、代行受領者に対し事前に明らかにしておくこと。
また、警察が代行受領者に保管場所証明書等を交付しない場合があること及びその具体的内容について、申請者等に対しあらかじめ明示するよう、代行受領者を指導すること。
- (3) 代行受領者が郵送利用による業務を開始する場合は、代行受領者に対し、郵便局側と保管場所証明書等の授受方法、受取人不在及び不明の場合の措置、不配達による苦情の処理等事務取扱いの細部にわたり打ち合わせを行うよう指導すること。